

特区民泊ガイドライン等の改正について

外国人来訪者の増加に伴い、騒音・ごみ問題に関する苦情や新規の施設計画等に対して懸念する意見が増加している現状を踏まえ、区民の生活環境を守る観点から特区民泊制度の規制強化を行うため、ガイドラインの改正を行います。

1 特区民泊ガイドライン改正案

民泊のインバウンド需要が増加し、大田区でも年々、周辺住民からの苦情等が増加しています。

このため、特区民泊のガイドラインを改正し、周囲の住環境と調和が取れた、特区民泊制度の運用を行います。

具体的には、今回、主に①～⑤の点について、特区民泊制度の認定基準を改正し、特区民泊制度の適正な運用に資していくこととします。

- ① 事前説明会の義務化
(新規及び増室計画時、2回以上の開催義務化)
- ② 近隣周知の範囲の拡大
(近隣の範囲半径 10m→半径 20m及び街路に面する世帯に)
- ③ 緊急時の駆けつけ体制
(公共交通機関以外で 30 分以内の駆けつけ→徒歩 10 分以内)
- ④ 苦情問い合わせ窓口の体制
(設置すること→24 時間 365 日繋がること)
- ⑤ ごみの回収の頻度
(7日に1回以上→3日に1回以上)

2 施行予定日

令和8年4月1日

今後も、区民、利用者双方に、安全安心な民泊制度の実現に努めてまいります。
また、住宅宿泊事業法に基づく届出民泊や旅館業法の営業時間中に営業従事者が常駐しない施設等についても、同様の改正を行います。

問合先 健康政策部生活衛生課環境衛生担当 電話:03-5764-0693